

委員5名出席

(委員発言、事務局発言)

「資料1:地方独立行政法人化に向けたスケジュール」

意見なし。

「資料2:地方独立行政法人の中期目標、中期計画について」

意見なし。

「資料3:山口県立病院機構の中期目標の策定について」

司法精神医療、認知症医療や児童に関する精神医療に取り組み、児童相談所との連携を密にしているが、中期目標の項目にできるのか。

現状は県の医療保健計画に基づき策定しており、策定後に生じた新たな項目については、別途検討していきたい。

政策医療に関するもの以外で、一般会計負担金の対象になっているものに関係する文言が必要ではないか。

県が実施すべき取り組み、病院が負担すべきではないもの、例えば、へき地医療、医師看護師の研究研修、病院の建設改良等については、中期目標の中で、適切な文言を考えていきたい。

「資料4:地方独立行政法人山口県立病院機構中期目標(素案)」

政策医療という文言が出ていない。独法化しても、政策医療をしっかりとやっていくということであれば、明記すべきではないか。それに対しては運営費負担金を措置するという文言も入れるべきではないか。

政策医療という定義が明確ではないことから、6ページの中期目標(素案)の中では「積極的に対応すべき医療の充実」として記載している。内容については、三次救急医療、総合周産期医療及びへき地医療を提供するとともに、大規模自然災害や新興・広域感染症発生時としている。

6ページに書いてある内容はそれでよいと思うが、項目名が「積極的に対応すべき医療の充実」ではインパクトがない。やるからには政策医療という文言にしてほしい。

政策医療及びそれを担保する運営費負担金等の文言について再検討したい。

今の発言には大賛成である。先行県の中期目標をみても、政策医療という言葉は非常に重要であり、太字の項目は慎重に選ぶ必要がある。

そういう意味では、特に「(3) 施設整備の更新、整備」は、優先順位は低いのではないか。

また、「(5) 医療提供に関するサービスの向上」は表現がぼやけている。例えば、大阪府は患者中心の医療の実践としており、キーワードとして患者さん中心の医療を推進していきたいという思いがある。「ボランティア・NPOとの協働」という各項目を使っている団体もある。もう一回整理して、中身を熟成することが必要と考える。

具体的な取組は、法人が自ら策定する中期計画で示すものであり、中期目標の中ではあまり具体的な取組、手段は示さない方がよいと考える。

「医療提供に関するサービスの向上」については、「患者サービスの向上」などへ文言を修正することを検討するなど、議論を行う必要があると思う。

わかりやすい文言、「患者サービスの向上」などはよいと思う。

県民にわかりやすい、理解しやすい文言、表現がよい。項目については、全てを網羅的に、例えば「施設整備の更新、整備」という項目まで必要なのか疑問。

今は、中期目標を定める作業を行っている。前文は法人の長期的な展望、ミッションが示される部分で、法人の憲法であり重要な内容を持つ。中期目標は指針であり抽象的に示され、これに基づき、法人は許される裁量の中で自ら実施するための中期計画を定める。また、中期計画に基づき評価を受けることとなる。実現可能性がある目標を指示することが必要であり、病院の意向を踏まえることも重要であるが、病院の要望だけで目標を策定することは良くない。

この中期目標素案の内容で、病院の取組が制約されることはないのか、両病院長が本当に良いのか伺ってみたい。

前文については、もう少し県の思いが入っても良いのではないかという意見もあり、政策医療をもっとしっかりやってほしいという思い、そしてそこは県が財源を負担するということを、文言として織り込めるよう検討したい。

< 対応すべき医療の充実 >

総合医療センターは独法化しても、私自身、総合病院としてやっていくと考える。総合病院はこれからも必要である。県の医療計画にもある4疾病5事業の4疾病、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病すべてをやっていききたい。

中期目標を踏まえ計画を策定する観点からも、もう一度、中期目標を検討する必要があると痛感した。キーワードとして織り込んでいきたいものとして、ひとつは精神科救急、どちらかというところ、統合失調症の患者であり、もう一つはうつ病対策、これは自殺対策に絡んでくるところもあり、精神科救急に文言を織り込みたい。精神障害者の早期社会復帰も課題である。医療観察法に基づく司法精神医療も織り込みたい。さらに、高齢化も進んでおり「認知症」も重要。認知症医療においては、かかりつけ医、医師会とも連携が必要。現在、認知症疾患医療センターを立ち上げており、県内に取組を広げたい。もう一つは他県がこどもの医療センターをつくっている中で、山口県は児童思春期

の機関がない状況であり、総合医療センター小児科と密に連携するなど、小児新規領域や障害者の支援などを推進する想いを持っており、目標の中にキーワードとして入れて頂けると計画策定がスムーズになると考える。

認知症センターに関しては、県の政策医療と近いと思われるため、検討したい。

項目「(3)施設整備の更新、整備」については、人から物という順番として3番目としているが、3番目でないといけないということはなく、県の負担金もあることから、しっかり項目としてたてていきたいと考えている。

患者サービスについては、「医療提供に関するサービスの向上」として少しわかりにくい表現となっており、これから検討を行っていききたい。

中期目標、中期計画との関係、改革プラン数値目標(H21~H23)との整合性、中期計画策定の体制について確認したい。

改革プラン数値目標については、両病院が数値目標、経常収支比率、病床利用率、平均在任日数等を掲げており、経営改善に関する取組期間はH21からH23となっており、法人化の期間と一部重複しているが、まず、経常収支比率100%以上は県民から見ても当然のことと思われ、中期目標に反映する。病床利用率、平均在任日数等は法人自ら取り組む項目であり、これら経営数値目標については中期計画で定めることとし、改革プランは発展的解消として、新たな法人の目標・計画に取り込むものとして、対応するものとする。

中期計画策定の体制については、中期目標については県が法人に指示するという観点から、どちらかというと医務保険課が中心となって策定してきたが、中期目標を受けて、具体的にどう中期計画に反映していくかは、現場サイドの取組がメインとなっていくので、中期計画の検討については両病院がかなり主体的になって、例えば、検討委員会などの組織を立ち上げるなど、それ相当の体制でもって、県と相談しながら進めていくことが必要と考える。